

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、配達員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、納品先であるC内のコンビニエントストアの駐車場に入るため、ウインカーを出して停止したところ、後続の普通乗用車に追突され負傷した。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、複数の医療機関において療養を継続した。請求人は、平成〇年〇月〇日まで、請求人に追突した普通乗用車を運転していた者が加入する自動車保険から補償を受けていた。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認めたものの、請求人の本件傷病は、同月〇日をもって治癒（症状固定）したものと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、前回処分を取り消す旨の決定をした。

本件は、請求人が監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付について、通院日のみ支給した上で、

請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)しているとして、同月〇日以降については、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、本件処分について、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付について、通院日のみ支給した上で、平成〇年〇月〇日をもって本件傷病は治癒したとして同月〇日以降これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付について、通院日のみ支給した上で、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒したとして同月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は誤りであると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人が労働することができない日についてみてみると、次のとおりである。

ア 請求人の本件傷病の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書で、請求人の就労はいつでも可能である旨の意見を述べている。

イ ところで、労災保険制度において、休業補償給付の支給要件である「療養のため労働することができない。」とは、傷病治療のため医師から安静を命じられた場合、同治療上の目的のため医師から就労を禁止された場合、同治

療のための通院により労働できない場合等であり、単に負傷前の作業に就けないことをもって労働することができないとするものではなく、療養中であっても少なくとも軽作業に就労し得る場合には、労働することができる と解される。

ウ そこで、当審査会において、F整形外科における診療録を確認したところ、本件傷病についての請求人の主訴は、同診療録の記載がある初診時の平成〇年〇月から平成〇年〇月まで一貫して頸部、胸背部及び腰部の痛み並びに上肢のしびれであり、その症状の程度は軽作業さえできない程度の重篤なものとはみられず、上記E医師の意見をも踏まえれば、請求人は遅くとも同月〇日までには、労働することができる状態になっていたという監督署長の判断は妥当である と考える。

(3) 請求人の本件傷病が治癒したかどうかについてみると、次のとおりである。

ア 請求人の本件傷病の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨「請求人の本件傷病は、緩徐であるが症状が経時により軽減しつつあり、未だ症状固定とは認められない、治癒の時期は未定である。」との意見を述べている。

一方、G医師、H医師及びI医師は、労働局地方労災医員協議会において共同で作成した平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨「E医師は、請求人の愁訴に基づき対症療法及び保存的治療を行っているが、請求人の愁訴の内容は長期間変化がなく、請求人の慢性症状の変化・改善は認められず、E医師が意見書を作成した同年〇月〇日には、既に治癒していたものと判断できる。」との意見を述べている。

イ ところで、労災保険制度における治癒（症状固定）とは、社会一般で理解されているいわゆる全治と異なり、傷病の症状が固定した状態に至って、これ以上症状の改善のための効果的な治療が期待できなくなった状態をいうものであり、傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるに過ぎない場合など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、当該傷病は治癒したものとして、休業補償給付の対象外となるものである。

ウ そこで、当審査会において、F整形外科における診療録を確認したところ、上記(2)ウでみたとおり、本件傷病についての請求人の主訴は、同診療録

の記載がある初診時の平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、一貫して頸部、胸背部及び腰部の痛み並びに上肢のしびれであり、この主訴に対し、同整形外科では、継続して消炎・鎮痛剤等の投与が行われたほか、適宜温熱療法、軽擦、SSPなどによる治療が行われたにすぎないものとなっている。

このことを踏まえれば、請求人の本件傷病は、投薬・理学療法等の対症療法的な治療により一時的に症状に改善がみられるとしても、医療効果が期待できないものと判断され、本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒したという監督署長の判断は妥当であると考ええる。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。